

残された論点について

2023年9月26日
資源エネルギー庁

論点 1 : 事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い (これまでの会合での議論)

第9回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生
WG (2023年8月7日) 資料1より抜粋・加工

- 事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合は、新規で事業を開始する場合と同様に、説明会開催等を求める必要性が高いことから、改めて説明会の開催又はそれ以外の方法による事前周知を求めることが適切である。
- 加えて、再エネ発電事業計画の重要な事項に変更がある場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、同様に、説明会の開催を求めることが適切と考えられる。具体的に、下記の場合は説明会の開催を求めるべきではないか。
 - ・ 再エネ発電設備の認定出力の増加等によって、説明会開催が必要な場合に新たに該当する場合
 - ・ 再エネ発電設備の認定出力・パネル出力（太陽光発電設備の場合）を一定規模以上変更する場合
 - ・ 再エネ発電事業の実施場所を変更する場合

論点 1 : 事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い

(①事業譲渡・実質的支配者の変更があった場合の取扱い (案))

<実施のタイミング>

- 事業譲渡・実質的支配者の変更があった場合には、FIT/FIP認定要件として新規認定時に求める説明会の開催等（説明会以外の方法による事前周知を求める事業については、その事前周知。以下同じ。）に加えて、事業譲渡等の契約書の締結後（事業譲渡等が対外的に発表される場合は、その発表後）、変更認定申請前のタイミングにおいても、説明会の開催等を求めることとしてはどうか。

<説明事項>

- その際には、従前の認定事業者（以下「譲渡人」という。）と変更認定申請により認定事業者になろうとする事業者（以下「譲受人」という。）の間の引継事項等（※）を含めた説明を求めることとしてはどうか。
 - (※) 譲渡人と自治体・住民の間に協定等が締結されている場合は、自治体・住民の意思に応じて、当該協定等に定められた義務等を譲渡人から譲受人に引き継ぐことが求められ、このプロセス等についても説明が必要となる。なお、説明会後に、当該協定等が説明されたプロセス等に従って引き継がれていないことが判明した場合には、説明会において虚偽の説明を行ったものとして、認定取消し等の対象となる。
 - (※) 変更認定時の説明会等における引継事項以外の説明項目については以下のとおり求めることとしてはどうか。
 - ① 改正再エネ特措法の施行（2024年4月）前にFIT/FIP認定を取得し、再エネ特措法に基づく説明会等を行っていない事業者：
再エネ特措法上求められる要件を全て充足する説明を求める
 - ② 改正再エネ特措法の施行後に、既に再エネ特措法に基づく説明会等を行っている事業者：
前回行った説明会からの変更事項についての説明を求める
 - (※) 実質的支配者の変更の場合については、実質的支配者に変更される旨の説明に加えて、引継事項等の説明を求めることとしてはどうか。

<説明会開催の場合の出席者等>

- 事業譲渡による計画内容の変更があった場合の説明会については、譲渡人と譲受人の双方が説明会に出席することとしてはどうか。また、説明会開催以外の方法による事前周知の場合は、事前周知を譲渡人と譲受人双方の名義で行うこととしてはどうか。
 - (※) 実質的支配者の変更の場合については、新規認定時の説明会等と同様、認定事業者自身が説明会に出席する（説明会開催以外の方法による事前周知の場合は、認定事業者自身の名義とする）こととしてはどうか。

論点 1：事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い

（②その他の計画内容の変更があった場合の取扱い（案））

- 本WGのこれまでの会合では、再エネ発電設備の認定出力・パネル出力を一定規模以上変更する場合など、再エネ発電事業計画の重要な事項を変更する場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、改めて説明会の開催等を求めることとした。この「一定規模以上」について、どのような認定出力・パネル出力の変更とすべきかが論点となる。
- この点、FIT/FIP制度では、調達価格/基準価格が変更となる変更認定事由（価格変更事由）の一つとして、20%以上の出力の減少を規定するなど、再エネ発電事業計画の変更の程度に係る一つの閾値として20%という割合を用いている。また、本WGのこれまでの会合では、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会開催を求める「大規模電源」の閾値は、50kWと整理している。
- これらを参考とし、再エネ発電設備の認定出力又はパネル出力（太陽光発電設備の場合）を「20%以上」又は「50kW以上」増加させる場合は、改めて説明会の開催等を求めることとしてはどうか。
 - （※）再エネ発電設備の認定出力の増加が20%未満である場合でも、認定出力の増加は価格変更事由に当たるため、適用される調達価格/基準価格が変更となる点に留意。
 - （※）新規認定時（既に計画内容の変更に伴う説明会を開催している場合には、当該変更時）からの累計増加分が20%以上又は50kW以上となる場合も、説明会の開催等を求めているかどうか。
 - （※）説明会の開催又はそれ以外の方法による事前周知のいずれを求めるかは、変更認定後の出力により判断することとしてはどうか。

（参考）出力の変更に係る価格変更事由

事由			価格変更
太陽光 発電	認定 出力	増加	あり
		減少	なし
	パネル 出力	増加 (3kW以上又は3%以上)	あり (※)
		減少 (20%以上)	あり

事由		価格変更
太陽光 発電 以外	認定出力の増加	あり
	認定出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	あり (運転開始後はなし)

（※）2024年4月の改正再エネ特措法施行後は、新たな価格決定ルールとなる（増出力相当分のみ最新の調達価格に変更される）。

論点2：入札対象案件の場合の説明会等の開催時期

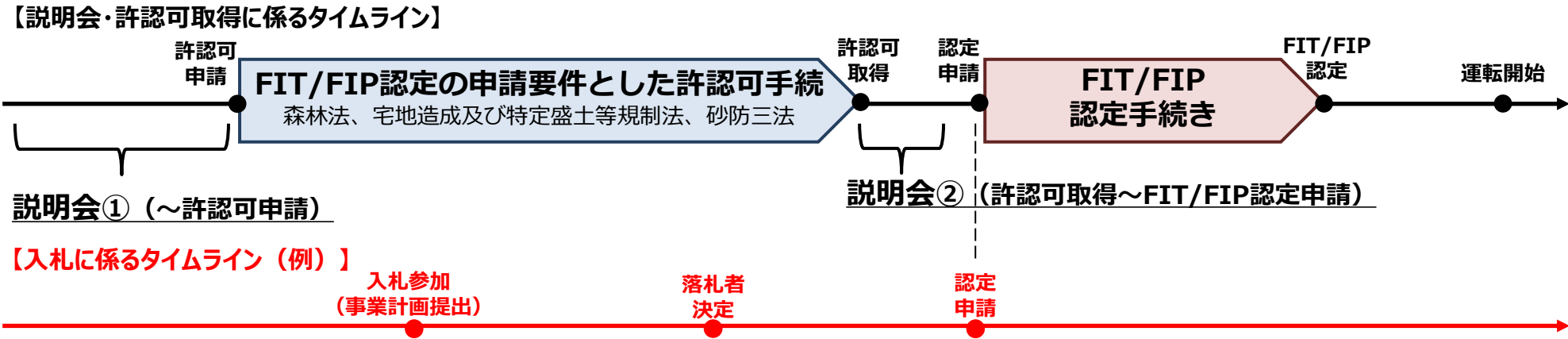
- 入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととしてはどうか。

（※）入札対象案件の取扱いについては、入札実施指針の内容に関わることから、今後、調達価格等算定委員会において御議論いただくことになる。

- なお、本WGのこれまでの会合において、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、
 - ① FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合
 - ② 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合

は、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求めることを整理しており、この点については、入札対象案件についても変わらない。

（例）入札対象案件であって、説明会開催・FIT/FIP認定申請要件としての許認可取得が必要な場合のタイムライン



（注）入札実施前に実施される説明会においては、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意が必要となる。